

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年9月30日（平成28年（行個）諮問第150号）

答申日：平成28年12月13日（平成28年度（行個）答申第147号）

事件名：特定課から本人に届いた特定文書及びこれに関する特定県及び特定市から届いたいきさつ等の分かる文書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月25日付け総統勢第89号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。全部開示であるも、一部、資料がないと思われる為。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書を行うも、特定県の特定職員からの総務省への連絡文書がみとめられない。

私は、特定市の係の人から特定職員を何度もきいた。

尚、私の住所のわかる書類が認められない。

総務省から特定日A付けで文書あるも（実際は特定日Bに届く。一年間この文書は眠っていたのか？）特定県又は特定市の担当から私の名前については連絡あるが住所を連絡していないのになぜ、住所を知りえたのですか。

尚、私は、特定県の特定職員としか知らされていない。

特定市の担当の方は、総務省へ私の住所そして名前を教えたのなら守秘義務違反にあたると思う。

あわせて説明を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法12条1項の規定に基づいて行った平成28年3月28日付けの開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が法18条1項の規定に基づいて行った原処分及び同年5月6日付けで開示した行政文書を不服として、同年7月19日付けをもって行われたものである。

2 本件審査請求の対象となる行政文書

(1) 本件開示請求の内容

本件開示請求の内容は、以下のとおり。

特定日A付け文書、総務省統計局国勢統計課から、審査請求人に届いた文書及びこれに関する特定県と特定市から届いたいきさつ等のわかる書類等いっさいがっさいの書類（この文書をおくるにいたった特定県あるいは又は特定市からの連絡事項のわかる書類等）

(2) 原処分について

処分庁は、当該請求内容に該当する行政文書として、以下のとおり特定し、全部開示の決定をした。

ア 特定日A付けで総務省統計局から審査請求人に送付した文書

イ 審査請求人に関する総務省統計局と特定県とのやり取りの文書（以下「文書2」という。）

ウ 特定日C及び特定日D付けで特定県特定市から審査請求人に送付した文書（以下「文書3」という。）

3 審査請求について

審査請求人は、特定県から総務省への連絡文書及び審査請求人の住所の分かる文書が開示されていないとして、当該文書の開示を求め、審査請求を行ったものである。

4 諮問庁の意見

(1) 特定県から総務省への連絡文書について

特定県から電話で状況説明を受け、メモを作成したが、当該メモは別途まとめ（文書2）を作成した後に廃棄したため保有していない。

また、特定市から審査請求人に送付した文書の電子媒体は、特定県から添付文書としてメールで受領したが、メールは添付されたファイル（文書3）を保存した後に削除したため保有していない。

よって、文書2及び文書3以外に本件に該当する文書は存在しない。

(2) 審査請求人の住所のわかる文書について

審査請求人の住所は、総務省から審査請求人に文書を送付する際に特定県から電話で聞き取り、メモを作成した。また、当該メモは文書送付後に廃棄したため、保有していない。

- (3) 以上のことから、原処分を維持することが妥当である。
- (4) なお、審査請求人は、総務省からの特定日 A 付け文書が特定日 B に届いた旨を主張しているが、これは、総務省が文書を作成した際に、正しくは特定日 B と記載すべきところ、誤って特定日 A と記載し、送付したことによるものである。
- (5) また、特定市が審査請求人の同意なしに総務省に審査請求人の住所及び氏名を教えたことについて、守秘義務違反である旨を主張しているが、特定市が国勢調査令 15 条 2 項 7 号 (※) に基づき、審査請求人の住所及び氏名を特定県に報告し、特定県が同条 1 項 5 号 (※) に基づき、審査請求人の住所及び氏名を総務省に報告したものであるため、守秘義務違反には当たらない。

※国勢調査令 (昭和 55 年政令第 98 号) (抄)

(連絡等に関する事務)

第 15 条 都道府県知事は、第 11 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 11 条の 3 第 2 項若しくは第 3 項、第 12 条第 4 項若しくは第 5 項又は第 12 条の 2 の規定による事務 (第 6 号において「第 11 条の 2 第 1 項等の事務」という。) のほか、当該都道府県の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一～四 (略)

五 総務大臣に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

六 (略)

2 市町村長は、第 6 条第 3 項から第 6 項まで、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 11 条、第 11 条の 2 第 1 項、第 11 条の 3 第 2 項、第 12 条第 1 項から第 4 項まで、第 12 条の 2 第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定による事務 (第 8 号において「第 6 条第 3 項等の事務」という。) のほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一～六 (略)

七 都道府県知事に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

八 (略)

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 28 年 9 月 30 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 11 月 29 日 | 審議 |

④ 同年12月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定日A付文書、総務省統計局国勢統計課から、審査請求人に届いた文書及びこれに関する特定県と特定市から届いたいきさつ等のわかる書類等いっさいがっさいの書類（この文書をおくるに至った特定県あるいは又は特定市からの連絡事項のわかる書類等）」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報に該当するものとして、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示したが、審査請求人は、特定県から総務省への連絡文書及び審査請求人の住所の分かる文書に記録された保有個人情報の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 特定県から総務省への連絡文書に記録された保有個人情報について

ア 諮問庁の説明の要旨

特定県から電話で状況説明を受け、メモを作成したが、当該メモは別途まとめ（文書2）を作成した後に廃棄したため保有していない。

また、特定市から審査請求人に送付した文書の電子媒体は、特定県から添付文書としてメールで受領したが、メールは添付されたファイル（文書3）を保存した後に削除したため保有していない。

よって、文書2及び文書3以外に本件に該当する文書は存在しない。

イ 検討

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記特定県から状況説明を受けた際のメモは、当該説明を受けた総務省の担当者があくまで個人的に作成したものであり、また、総務省において、外部との電話等でのやり取りを記録し保存することを求める規程等はないとのことであった。

(イ) 以上を踏まえると、上記アの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえず、審査請求人からも、この説明を覆すに足る具体的な根拠は示されていない。

(ウ) また、念のため、当審査会事務局職員をして、標記の保有個人情報の探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、担当部局の書庫、事務室及び共用ドライブ内を探索したが、文書2及び文書3以外に特定県から総務省への連絡文書に該当する紙文書及び電子データはなかったとのことであり、探索の方法及び範囲にも特段の問題はないと認められる。

(エ) したがって、総務省において、文書 2 及び文書 3 に記録された保有個人情報以外に標記の保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情もない。

(2) 審査請求人の住所の分かる文書に記録された保有個人情報について

ア 諮問庁の説明の要旨

審査請求人の住所は、総務省から審査請求人に文書を送付する際に特定県から電話で聞き取り、メモを作成した。また、当該メモは文書送付後に廃棄したため、保有していない。

イ 検討

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記特定県から聞き取りをした際のメモは、当該聞き取りをした総務省の担当者があくまで個人的に作成したものであり、また、総務省において、文書送付先の住所や外部との電話等でのやり取りを記録し保存することを求める規程等はないとのことであった。

(イ) 以上を踏まえると、上記アの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえず、審査請求人からも、この説明を覆すに足りる具体的な根拠は示されていない。

(ウ) また、念のため、当審査会事務局職員をして、標記の保有個人情報の探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、担当部局の書庫、事務室及び共用ドライブ内を探索したが、審査請求人の住所の分かる文書に該当する紙文書及び電子データはなかったとのことであり、探索の方法及び範囲にも特段の問題はないと認められる。

(エ) したがって、総務省において、標記の保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情もない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、総務省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

「特定日 A 付文書，総務省統計局国勢統計課から，審査請求人に届いた文書及びこれに関する特定県と特定市から届いたいきさつ等のわかる書類等いっさいがっさいの書類（この文書をおくるに至った特定県あるいは又は特定市からの連絡事項のわかる書類等）」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書 1 特定日 A 付けで総務省統計局から審査請求人に送付した文書

文書 2 審査請求人に関する総務省統計局と特定県とのやり取りの文書

文書 3 特定日 C 及び特定日 D 付けで特定県特定市から審査請求人に送付した文書